

町の区域を変更する件

平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

豊平区月寒東5条12丁目及び手稲区稲穂2条4丁目のそれぞれの一部区域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

1 豊平区月寒東5条12丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
月寒東4条10丁目	月寒東4条10丁目の全部及び 月寒東5条12丁目の一部

2 手稲区稲穂2条4丁目の一部区域に関するもの

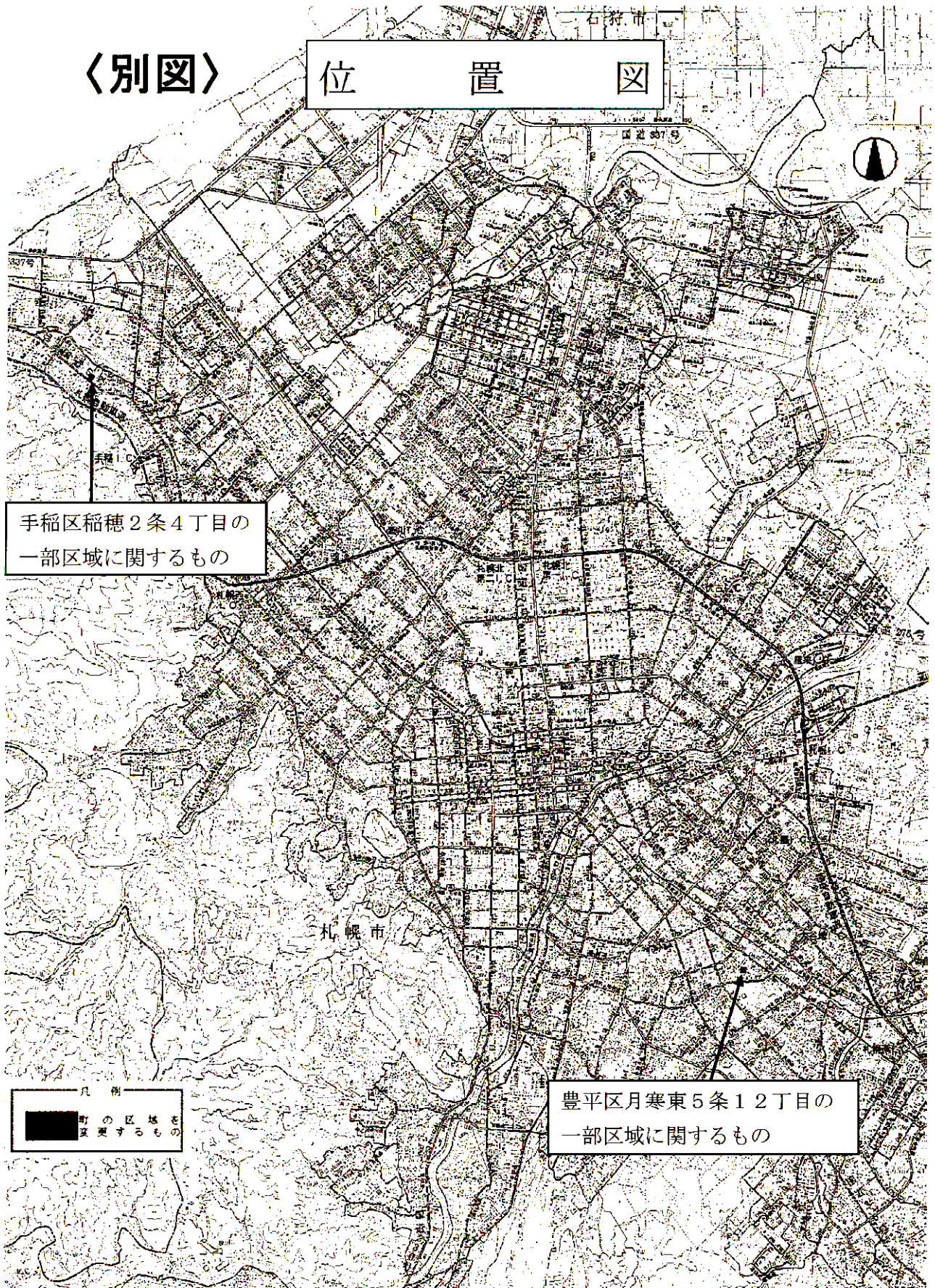
変更後の町の区域	変更前の町の区域
稲穂2条3丁目	稲穂2条3丁目の全部及び 稲穂2条4丁目の一部

（理由）

豊平区月寒東5条12丁目及び手稲区稲穂2条4丁目のそれぞれの一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

〈別図〉

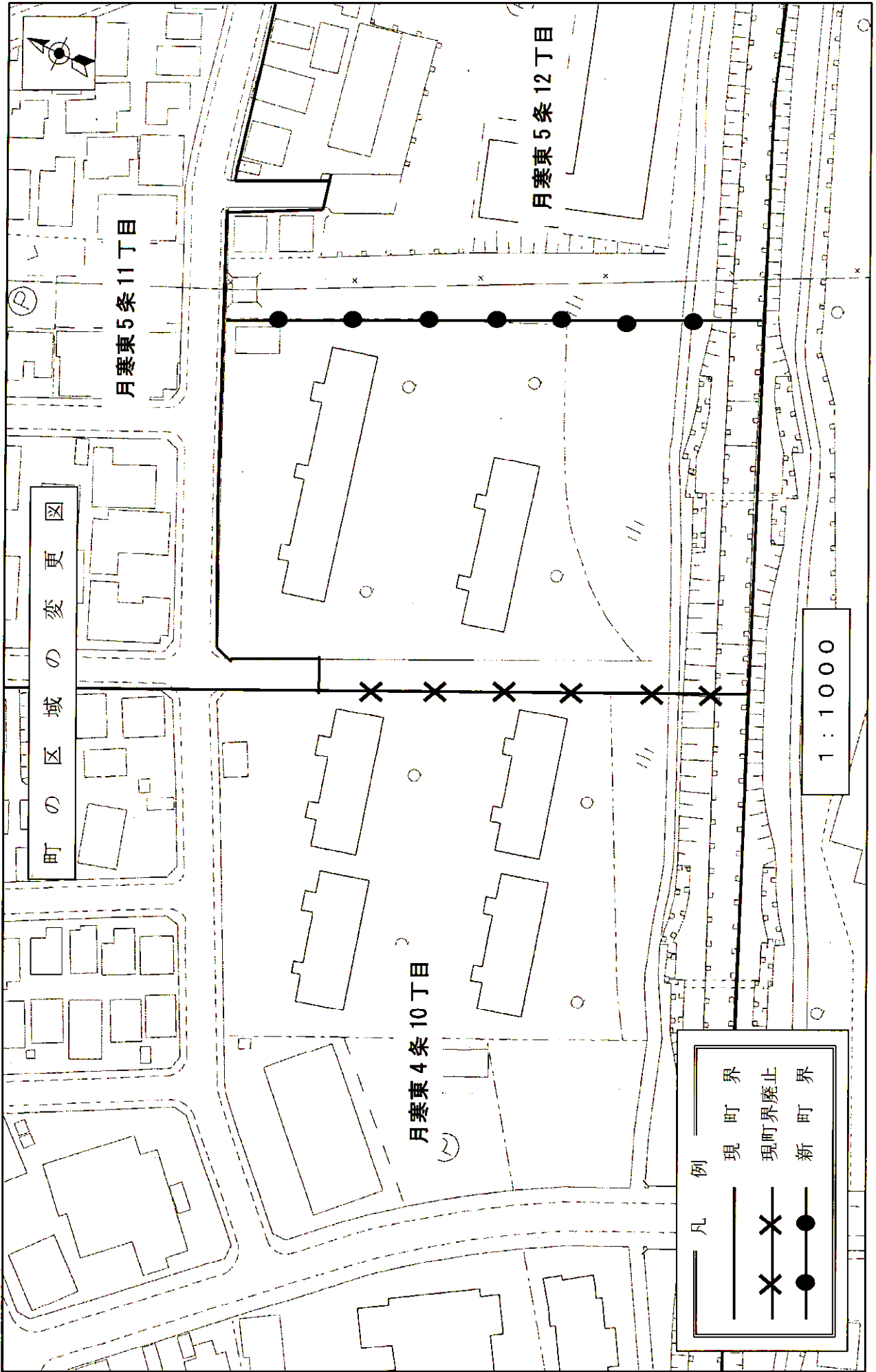
位置図



手稲区稲穂2条4丁目の一部区域に関するもの

豊平区月寒東5条12丁目の一部区域に関するもの

凡例
■ 町の区域を
変更するもの



町の区域の変更図

月寒東5条11丁目

月寒東5条12丁目

月寒東4条10丁目

1 : 1000

凡	界	例
—	—	現町界
—X—	—X—	現町界廃止
—●—	—●—	新町界

町の区域の変更図

稲穂2条4丁目

稲穂1条3丁目

稲穂2条3丁目

稲穂3条3丁目

凡例

—	界
— × —	現町界廃止
— ● —	新町界

1 : 750

